

# QCサークル関東支部山梨地区大会表彰規定

## 1. 総 則

この規定は、QCサークル関東支部山梨地区（以下地区という）が行う体験談発表の表彰について規定する。

## 2. 表彰の目的

- (1) 体験談発表の評価、表彰を通じて体験談発表及び、サークル活動のレベルアップを図る。
- (2) 受賞サークル及び他の大会参加サークルに対し、活動をより一層活発化させるための意欲向上を図る。
- (3) 優れたサークルを公表し、他のサークル、特に新しく活動を開始したサークルに望ましいサークルのあり方を示す。

## 3. 表彰の対象と種類及び順位付

### (1) 対 象

表彰は、地区で主催するQCサークル体験談発表大会において体験談発表を行った小集団活動を対象にして行う。

### (2) 表彰の種類と順位付

① 大会表彰委員の審査による表彰は次の3種類とし、順位付けは(ア)(イ)(ウ)の順とする。

(ア) 大会賞 (イ) 優秀賞 (ウ) 奨励賞

② 特別賞として次の3種類を設ける。

・知事賞 ・商工会議所連合会会長賞（以下会長賞という） ・グッドフィーリングサークル賞

## 4. 大会賞・優秀賞及び奨励賞

### (1) 選考の方法

大会賞・優秀賞及び奨励賞の選考は別に定める「第7項 評価の方法」により行う。

### (2) 選考の対象

① 選考の対象は、地区で主催するQCサークル体験談発表大会で行われた事例発表とする。

但し、地区が招待したモデルの体験談発表は選考の対象としない。

② 非会員会社については、本部登録の有無を問わず大会賞・優秀賞の対象としない。

### (3) 表彰の決定

① 大会賞は発表サークルの30%を目安とし、評価リストの結果を総合して特に優れたサークルとする。但し、同一会場での発表が3サークル以上である場合に限る。

② 優秀賞・奨励賞は、大会賞を受賞したサークルを除き、発表内容、または活動状況などで優れた点が認められたサークルとする。

③ 非会員会社で大会に発表したサークルについては奨励賞を適用する。

### (4) 表彰の方法

大会賞・優秀賞及び奨励賞の受賞サークルに対しては、賞状と記念品を贈る。

なお、賞は大会会場において授与者が受賞サークルに贈る。

## 5. 知事賞・会長賞およびグッドフィーリングサークル賞

### (1) 選考の方法

① 知事賞は、改善事例チャンピオン大会において最も高い評価を受けたサークルとする。

② 会長賞は、改善事例チャンピオン大会において知事賞に次ぐ高い評価を受けたサークルとする。

③ グッドフィーリングサークル賞は、各大会における一般参加者による投票にて決定する。

なお、同数の場合は表彰委員の評価の高いサークルとする。

## (2) 表彰の方法

- ① 知事賞は、改善事例チャンピオン大会において賞状と記念品を添え、山梨県知事より授与する。
- ② 会長賞は、改善事例チャンピオン大会において賞状と記念品を添え、甲府商工会議所会頭より授与する。
- ③ グッドフィードバックサークル賞は、地区大会等において賞状と記念品を添え、大会主催者より授与する。

## 6. 表彰委員

### (1) 大会企画委員会は表彰委員を次のとおり設ける。

- ① 大会毎に表彰委員を設ける。
- ② 表彰委員は原則として、表彰委員長1名、表彰委員2名以上により構成する。
- ③ 表彰委員は表彰委員有資格者の中から幹事長が選び決定する。

### (2) 表彰委員の資格と任期

- ① 表彰委員の資格は、山梨地区「表彰委員の育成プログラム」の手順に基づき修了するか、またはそれと同等の研修を修了したことが認められた場合に幹事長が承認する。また、正・副世話人及び正・副幹事長は表彰委員の資格を有するものとする。尚、表彰委員の資格認定者については、地区で管理する「QCサークル山梨地区表彰委員名簿」に登録する。
- ② 表彰委員が不足した場合は、上記①にかかわらず暫定策として幹事長が一般幹事の中から推薦し運営企画委員会で承認を受け、本人に委嘱する。

### (3) 表彰委員の役割

表彰委員は、体験談発表の評価、及び受賞サークル選考、優秀サークルの推薦（QCサークル誌掲載及び山梨県品質管理研究会表彰の推薦等々）を行う。

## 7. 評価の方法

### (1) 評価の基準

体験談発表の評価は、改善事例チャンピオン大会及びその他の大会については、改善事例チャンピオン大会体験談評価リスト（QCサークル関東支部）にもとづいて行う。

### (2) 評価の決め方

- ① 表彰委員は体験談評価リストにもとづき、審査結果表に順位を記入し、表彰委員長に提出する。ただし、同順位はつけないこととする。
- ② 表彰委員長は順位点方式に従い、審査結果を集計し、総得点の高い順から各賞（第4項（3））を決定する。  
なお、上記によりがたい場合には関東支部表彰規定に従うこととする。
- ③ 大会の体験談発表が複数会場で行われる場合、会場ごとに評価し、大会賞等の選考を行う。

## 8. 改 廃

この規定の改廃は大会企画委員会が提起し、委員長会議で審議・決定し、三企画委員会の承認を得て、地区役員・幹事・会員宛に改訂版を配付する。

## 9. 付 則

昭和52年	6月14日制定	平成5年	3月5日改訂
昭和54年	4月1日改訂	平成6年	3月8日改訂
昭和59年	2月4日改訂	平成7年	3月3日改訂
昭和60年	2月16日改訂	平成8年	3月1日改訂
昭和61年	3月7日改訂	平成9年	5月16日改訂
昭和62年	3月6日改訂	平成11年	10月08日改訂
昭和63年	3月4日改訂	平成12年	5月25日改訂
平成元年	3月3日改訂	平成13年	1月26日改訂
平成2年	3月2日改訂	平成15年	1月17日改訂
平成3年	3月1日改訂		(2005年10月14日改訂)
平成4年	3月6日改訂		